

# 青森市おためし地域おこし協力隊実施及び地域おこし協力隊サポート業務仕様書

## 1 業務の名称

青森市おためし地域おこし協力隊実施及び地域おこし協力隊サポート業務

## 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 3 業務の目的

地域おこし協力隊への応募を検討している者に対して、実際に地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）が実施する業務などを、短期間で体験できるおためし地域おこし協力隊のプログラムを提供することにより、切れ目のない隊員の採用や隊員着任後のミスマッチの防止によるスムーズな移住を図るとともに、隊員着任後の活動を円滑に推進し、地域への定着及び任期後の自立につなげるため、日常的な伴走支援・コーディネートを行うものである。

本業務では、募集前の「おためし」プログラムによる相互理解と、着任後の「メンター等によるサポート」を一貫して行うことで、定住率の向上と地域活性化の最大化を図ることを目的とする。

## 4 業務の主な内容

### (1) おためし地域おこし協力隊実施について

おためし地域おこし協力隊体験プログラム（以下「体験プログラム」という。）を企画・運営すること。

体験プログラムは、隊員への応募を検討している者を主眼としつつ、青森市への移住等に興味を持っている者にとっても、より地域を理解でき、体験プログラム終了後にも、青森市との関係性が継続していくことができるようなプログラムとする。

#### ① 広報活動及び参加者募集

参加者募集に当たっては、青森市の取組に共感し、積極的に青森市を移住候補地として選択する者に対してアプローチできる内容とすること。

- ・移住サイト等に掲載する募集記事の作成及び編集を行うこと。
- ・隊員への応募を検討している者や青森市への移住等に興味がある者に対して、発信力のあるWEBサイトやSNS等効果的な広報活動、プロモーションを行うこと。
- ・おためし地域おこし協力隊募集に係る申込フォームを設置する等の手法により、参加者の募集を行うこと。

#### ② 体験プログラムの企画

体験プログラムは以下の項目を想定しており、内容を参考に適切な企画を作成すること。

項目	内容
参加対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・隊員への応募を検討している者又は青森市への移住等に興味を持っている者</li><li>・主に20～30代をターゲットとする。</li></ul>

	※地域おこし協力隊推進要綱において特別交付税のおける財源措置の対象となる者であること。
募集人数	4名以上
開催日数・回数	・2泊3日以上 ・令和8年9月以降で2回以上 ※開催日は参加対象者と協議のうえ決定する。
宿泊場所	本市の移住体験施設を活用すること。
事業内容	・青森市の紹介 ・参加対象者との相互理解が深まるよう、実際の地域協力活動の地域やエリアの視察・活動体験 ・地域おこし協力隊、市職員、地域住民等との交流会・意見交換会

### ③ 体験プログラムの運営

当日の運営は、企画したプログラムに沿って、受託者において行う。ただし、参加者の滞在に係る宿泊場所の提供、ワーケーションの地域交流メニューにおける地域の協力者や受入れ団体等への謝金等の支払いについては委託者で行う。

なお、旅行業法、道路運送法などの関係法令を遵守し、関係機関との調整、連携を十分に図ること。

#### ・受入調整、当日の運営

地域、関係団体及び既存協力隊との調整、滞在中の行程管理、緊急時対応 など

#### ・参加者支援

プログラム期間中の安全管理の徹底、必要な保険加入対応、連絡・フォロー など

## (2) 地域おこし協力隊サポートについて

### ① 隊員の生活や活動に対する個別的指導助言等による日々のサポートの実施

- ・隊員のそれぞれの活動内容等を理解するためのヒアリングを行うこと。
- ・隊員の活動を理解しサポートできるメンターを配置し、隊員の強みを伸ばすコーチングや、活動に求められる個別の知識やスキルの習得に必要な指導助言を行うこと。
- ・メンターは、定期の面談等により隊員活動のサポートや活動状況の把握を行うほか、隊員の生活や活動等について相談があった場合に随時面談等を行うこと。

### ② 市民向け報告会や交流会の開催（年2回程度）

### ③ 隊員と地域住民のつながりづくり、隊員同士の連携支援

上記①及び②による方法等により、隊員が活動する上で必要なネットワークづくりをサポートすること。

### ④ 隊員の任期終了後の定着に向けた支援

起業、就業等支援を含めた任期終了後のキャリアなどステップアップのアドバイス

### ⑤ 対象隊員

本業務は下記の隊員を対象とする。

- ・現在の隊員は以下の4名（令和8年4月1日時点）
- ・その他に2名募集中で、採用となった場合は対象とする。

隊員	活動時期	活動概要	備考
----	------	------	----

隊員A（女性）	R6. 4. 1～R9. 3. 31	移住・定住サポート	
隊員B（女性）	R7. 7. 1～R10. 3. 31	移住・定住サポート	
隊員C（男性）	R5. 12. 20～R8. 12. 19	スタートアップ支援	
隊員D（男性）	R6. 12. 1～R9. 3. 31	移住・定住サポート(浪岡)	

## 5 業務の実施

- (1) 受託者は、業務の実施に当たって関係法令及び条例を順守すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たって委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで進めること。
- (3) 受託者は、本業務により知り得た個人情報及び業務上の情報について、第三者に漏えいしてはならない。なお、契約終了後も同様とする
- (4) 委託者の意図及び目的を十分に理解したうえで、本市を含む隊員経験者等の人員を配置するなど適切な実施体制を整えること

## 6 業務実施状況の報告

受託者は、本業務の進捗について、委託者から求めがあった場合は適宜報告するものとする。

## 7 成果品の提出

次のものを成果品として提出すること。なお、提出様式については例示であり、委託者と受託者と協議の上、決定するものとする。

- (1) 実施計画書
- (2) 実施記録
- (3) 最終報告書

## 8 著作権

- (1) 成果品に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属する。また、成果品は委託者等が複製のための、長さを調整するなどの再編集や、他からの依頼で、部分的に素材として提供するなど、委託者等による二次利用を可とすること。
- (2) 委託者等による二次使用については、無償とする。
- (3) 成果物について受託者は委託者及び委託者の指定する者に対し著作人格権を行使しないものとする。

## 9 その他

- (1) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいをしてはならない。
- (2) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

- (3) 社会情勢等により、実施が困難と思われる場合は、速やかに委託者と協議を行い、その対応について指示を仰ぐこと。